



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エディオン松本なぎさ店

ツタヤ北松本店

松本市渚一丁目30-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番地20号

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社シナノ・グループ

長野市若里七丁目6番5号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ツルヤなぎさ店 エイデン松本店 ツタヤ北松本店	松本市渚一丁目30-2 ほか

(変更後)

名称	住所
ツルヤなぎさ店 エディオン松本なぎさ店 ツタヤ北松本店	松本市渚一丁目30-2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番地20号
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目22番21号
株式会社シナノポリ	窪田 国典	長野市稲里町田牧1607-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番地20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市若里七丁目6番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番地20号
株式会社エイデン	岡嶋 昇一	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目22番21号
株式会社シナノポリ	窪田 国典	長野市稲里町田牧1607-1
ウエルシア関東株式会社	水野 秀晴	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番地20号
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社シナノ・グループ	窪田 国典	長野市若里七丁目6番5号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

4 変更した年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

令和5年11月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セカンドストリート飯田上郷店

飯田市上郷飯沼3406番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社まるやま

飯田市上郷飯沼3409番

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ファッションセンターしまむら上郷店	飯田市上郷飯沼3406番1 ほか

(変更後)

名称	住所
セカンドストリート飯田上郷店	飯田市上郷飯沼3406番1 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社しまむら	藤原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原2-19-4

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ゲオホールディングス	遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

4 変更した年月日

令和5年11月17日

5 届出年月日

令和5年11月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルヤなぎさ店

エディオン松本なぎさ店

ツタヤ北松本店

松本市渚一丁目30-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番地20号

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

株式会社シナノ・グループ

長野市若里七丁目6番5号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,606平方メートル

(変更後) 7,691平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 1	417
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 2	25
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐車場No. 3	290
合計		732

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 1	349
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 2	25
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐車場No. 3	286
合計		660

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 1	13
2	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 2	10
3	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 3	40
4	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 4	45
5	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 5	28
6	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 6	15
7	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 7	15
8	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 8	15
9	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 9	30
10	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 10	15
11	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 11	15
12	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 12	10
13	図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前) 駐輪場No. 13	10
合計		261

(変更後)

	位置	収容台数(台)
1	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 1	13
2	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 2	10
3	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 3	40
4	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 4	45
5	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 5	28
6	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 6	15
7	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 7	25

8	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 8	25
9	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 9	30
10	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 10	15
11	図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後) 駐輪場No. 11	15
合計		261

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	4
出口	4	4
合計	8	8

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

4 変更する年月日

令和6年7月14日

5 届出年月日

令和5年11月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月28日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

セカンドストリート飯田上郷店

飯田市上郷飯沼3406番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社まるやま

飯田市上郷飯沼3409番

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数(台)
図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)	77

(変更後)

位置	収容台数(台)
図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)	40

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数(台)
図面3-1 建物配置図及び1階平面図(変更前)	10

(変更後)

位置	収容台数(台)
図面3-2 建物配置図及び1階平面図(変更後)	10

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	3	2
出口	3	2
合計	6	4

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和6年8月1日

5 届出年月日

令和5年11月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月28日から令和6年4月30日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

令和5年12月6日、小諸市北大井土地改良区の定款変更を認可しました。

令和5年12月28日

長野県佐久地域振興局長 原 啓 明

農地整備課

公告

長野県埴科郡土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和5年12月28日

長野県長野地域振興局長 尾 島 信 久

理 事

退 任

氏 名 住 所

寺 澤 和 治 千曲市大字鑄物師屋334番地

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年12月28日

長野県松本建設事務所長 太田 茂 登

1 (1) 許可番号

令和5年12月5日 長野県指令5都第30-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字洗馬2917-1、2919-1、2919-3、2917-1先

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字宗賀2919

関 生 一

2 (1) 許可番号

令和5年10月31日 長野県松本建設事務所指令5松建第73-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字床尾2000-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字宗賀2298-2

古 畑 守

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年12月28日

長野県長野建設事務所長 青木 謙 通

1 許可番号

令和5年9月11日 長野県指令5都第29-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字井上字大畑2866-1、2867-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市風間1178-302

塚 田 達 星

都市・まちづくり課